

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 38 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 10 月 1 日 (水)		
開 会	午後 2 時 00 分	閉 会	午後 2 時 40 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：河村 敏、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和 財 産 経 営 課 主 査 : 福井 一朗 兼 庁 舎 整 備 局 主 査		
傍 聴 者	5 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時00分 開会

◆中西照典 委員長 それでは、ただいまから市庁舎整備に関する調査特別委員会を開催します。

それでは、議案第123号、平成26年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）のうち、本特別委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。

亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 それでは、説明させていただきます。

まず、市長が提案説明でも行いましたとおり、庁舎整備につきましては防災の最たる拠点であると、発生される大地震に備えることは待ったなしだというようなことで、この庁舎問題についての課題はせっぱ詰まっているという状況でございます。このたびの庁舎特別委員会の結論も踏まえまして事業に速やかに着手するため、旧市立病院跡地を本庁舎の位置と定める位置条例及び関連予算を追加提案しましたので、順次説明させていただきます。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 そうしましたら、一般会計補正予算について御説明さしあげます。予算書は10ページでございますし、9月補正予算追加の事業別概要書については1ページでございます。私ども、庁舎整備局のほうで作成しました資料、資料1と資料2と資料3、資料4でございますけども、資料の1、2、3のほうで御説明さしあげたいと思います。

それで資料1ですね、1枚物でございますけども、ごらんいただきたいと思います。これは目ですね、6の財産管理費に庁舎整備事業費として439万6,000円を計上させていただいております。財源としては、公共施設等整備基金でございます。この内容につきましては、右にありますように、旧市立病院跡地の測量委託費でございます。資料3があると思います。これは、こういった図面になってございます。これは黄色い部分がこの当該地でございます。庁舎を建設する土地、ここを測量して、土地の形状の画定とか現況の平面図を作成するというところでございます。あと、資料2につきましては、これは当初予算と9月補正予算をあわせてごらんいただけるようにとした資料でございますので、これは参考としていただけたらと思っております。

以上、簡単ですけども、補正予算のほうの説明は終わります。

◆中西照典 委員長 ただいま説明をいただきました。

質疑を行います。質疑のある方は順次発言をお願いします。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと議案の審査の仕方なのですが、これは事務局に聞くことなのかもしれませんが、今回、123号、124号と2つ提案されているのですが、本会議場では議案124号が特別多数議決の案件になるのですが、それでもってこの123号のこの補正予算というのは、何ていうのでしょうかね、もう特定の場所の測量費ですよ。その場所を定める条例が124号なのですがね。順番からだったら普通、場所が決まってから予算っていうか、そういうことになるかと思うのですが、これはあくまでもこの順番で、先に予算、後で場所の条例っていう審査の仕方は、何でそうなるのかなと、素朴な疑問なのですが。

◆中西照典 委員長 河村次長。

○河村敏 市議会事務局次長 通常の予算委員会の審議は、予算、議案番号が通常予算が、補正予算があつて、条例が次に通常きますので、通常の形で審査するようにしていますが、その辺は委員会で決めていただけたらいいと思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 通常はその番号順ってということだけど、その審査の仕方は委員会で決めることができるという、そういうことだったので、私、順番がちょっとこれ逆じゃないかなと思うのですけど。

◆中西照典 委員長 ただいま伊藤委員のほうから、議案番号とは別に審査の順番が、124号と123号は審査の順番が逆じゃないかと、それは逆に、逆ではないかと、そういうふうに審査したほうがいいという意見ですね。どうですか。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 いいも悪いも、普通、だって場所が限定されている予算で、でもその場所がまだ定まってないのに、何かおかしくないですか。

◆中西照典 委員長 いや、それは伊藤委員がそういうのを委員会に提案されれば諮りますし、おかしくないですかと言われても。もう一度、じゃあ、お願いします。

◆伊藤幾子 委員 じゃあ、この123号、124号の順番に議案として出されていますが、審査のほうは124号を先にしたらどうかと思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員がそのような意見が出ましたけども、ほかの委員の中で、どうですか。

有松委員。

◆有松数紀 委員 議案内容が違うわけで、伊藤委員が言われる部分がわからないわけではありませぬけどね。これまでの流れ方、今、議会事務局のほうで説明しましたけども、予算審査を先に、条例案関係は次という流れの中で、特に問題はないと私は思っております。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 私は別のものじゃなくて、一体という表現が適切か、非常に深い関係があるというのが適切か表現はあれですけどね。議案としては別々の議案という形で出ていますけど、中身としたら、先ほど伊藤委員言われた内容ですからね、私、別のものっていうのではなくて、私は伊藤委員がおっしゃるのが通常の考え方ではないかなと思いますね。

◆中西照典 委員長 それでは、下村委員。

◆下村佳弘 委員 この委員会で報告書の中で、新築移転すべきだというような報告書が出ております。それについて執行部がそれに合わせて議案を出してくるということですので、このとおりでいいと思います。

◆中西照典 委員長 一応、条文どおりにすればいい、あるいは逆がいいとありますけども、ここで決をとるといふ……。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の双方の意見を聞かれて、委員長、決をとるといふ問題ではないというふう

に私は思います。この庁舎整備に係るこの予算、費用面での予算とそれに関連する条例と、確かに棕田委員がおっしゃるセットですから、これまでの委員会の審査どおり、予算、そして条例審査という順番で何も問題ないと思いますから、委員長の判断でいいと思います。

◆中西照典 委員長 いや、私もそれを言おうとしたところで、今あれですけども。いや、私も、やっぱり議案のとおりでやっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど123号の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑のある方は順次発言を。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今、439万6,000円、旧市立病院跡地測量ということで説明をいただいたわけですけども、これ平面図を起こすということのようですけども、どのような跡地の測量調査をやられるのか、まずその中身を教えてください。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 これにつきましては、この敷地についての、まず境界画定をしながら用地の測量をしていくということで、その面積の確定をしていくということになりますし、周辺の現況もあわせて調査して、平面図をつくっていくということになります。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 ということは、いわば表面上の測量調査をやるということだけですよ、この439万6,000円というのは。いや、金額が439万上がっているものだから、どんな調査をするのかな。例えば地質調査だとか土壌調査だとか、あるいは現実にあそこには医療廃棄物なんかも埋まっているっていう現実もありますし、例えば私の地区にでも結婚されるまであの地域に住んでおられて、実際、畑仕事もしておったと。それで、現実にあそこは沼地であって、米ができる部分というのは非常に少なかったと、例えばそういう湿地帯でもできるようなものを、野菜を植えておったということで、非常にあその土壌っていうか地質っていうか、あの辺は沼地でよくないですよ。あそこはやっぱり市庁舎の建物を移転するという意味では、非常に土壌改良なんかも多くかかってくるので、いい場所だとは思いませんよという方が、現実そこに住んで生活しておられたということで、そういうお話も聞くので、やはりそういう土壌の中の調査もされるのかなという思いがしたものですから、この440万の中でどの程度の範囲の調査ができるかということをちょっと確認申し上げたということです。

◆中西照典 委員長 そのほかに。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 ちょっと図面が配られていますので、この図面を見て、単純な質問なんですけど。番号はこれ番地ですかね。(発言する者あり) はい、73の左に細い74がありますけどね、その下のほうにも6の細いのがありますが、6はちょっと置いといて。この74というの、これは何なのですかね、細長い。73の左の74、細長い。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 水路でございます。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

そのほか。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今、測量の調査費の審議をしているのですが、これあくまでも、この場所を、地番でいったら71とあと73も含まるのかな、この図面でいけばね。ここを調査するという予算なのですけども、でも、これ本当にね、場所をここにはっきりとそうすると決まらないと事業に取りかかれないと思うのですよね。それは、やっぱり10月6日の最終日に、本当に後で審議される場所を決める条例ね、位置条例の結果によっては、何ていうかな、仮定の話には当然答弁されないかもしれないけれども、結局その10月6日の位置条例の結果いかんによっては、仮にこの予算が通ったとしても、それはもう執行しないっていうか、執行できないっていうか、そういう認識でおられるのかどうか。それとも、10月6日の結果がどうであろうがそれに関係なく予算は通ったのだから、調査はするっていうお考えなのか。それは、本当言えば、市長に確かめたかったですけど、やっぱりきょうは出てこられてないし、委員会から要請があれば出席するってことは言われていたけども、委員会から要請しなくても、本当にこんな大事なことから来ていただければよかったのになと思っていますが、どういったふうに予算の執行について考えておられるのかお聞きしたいですけど。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今回、上程させていただきました条例と予算ですね、これは市長も提案説明の中でも触れたと思いますけども、これについては両方通していただきたいという願望でございますので、これは片っぽだけ提案するというわけにはいきませんので、あくまでもセットもんで提案させていただいたということでございます。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 提案はセットで出ているのはわかるのですが、結果が違った場合に、位置条例の結果がどうであれ予算が通ればそれを執行していくのか、それともやっぱり両方、両方っていうか、両方ちゃんと通らないと予算は執行しませんよという考えなのか、そのどちらかが聞きたいのですけど。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今からそういうことは想定しておりませんので、通していただきたいということで提案をします。結果が出てからそれは考えるということになると思います。

◆中西照典 委員長 そのほか。

椋田委員。

◆椋田昇一 委員 今に関連してですが、考え方はいろいろありまして、よしあしのこともいろいろありますが、それはちょっと置いてね。まさに、この議会がどうなっていくのか市民の中でもいろんな意見があれば、あるいは臆測も飛んで、順序不同ですが例えば今議会では議会の特別委員会報告どまりで、次のことはその後の、それが12月の定例議会になるのか、臨時議会になるのか、そういう場での今度、執行部の側からの予算とか位置条例とかそういうものの提案になるじゃないかというような御意見もあったり、あるいは今議会では位置条例がなかなか難しい状況にあるから、予算だけ最初に出して位置条例はその後になるじゃないかとか、ある

いは逆に、まずやっぱり当然位置が決まらないことには次の事業展開にならないのだから、今議会で位置条例だけは出して関連予算のほうは後になるじゃないかとか、いろんな意見あるいは臆測ある。そういう中で、今、局長もおっしゃいましたし、私も言いましたし、ある意味先ほど桑田委員も言われましたが、この2つの議案は、議案としては2つになっとるけれど、これ一体のものでありまして、一体のものを出すということは、それが一体でなければその2つが成り立たないと、こういうことですから、局長は先ほどの伊藤委員の質問に、まずは通していただきたいということであって、その先のことをあえて言われませんでした。今回この2つを出しているということは、位置条例がもし仮に通らなければ、一体のものでありますから、こちらも成り立たないわけで、そうするとこれ無駄なことになってしまうわけですから、だからこそ先ほど議案の審議も、まずどちらからやったほうがいいじゃないかという意見もあったのですが、そこは委員長の職権でこういう進め方をすることになりましたから、それについてはもう蒸し返しはしませんけれど、そういう意味において私は、先ほど伊藤委員が言われているように、どういふのですかね、そう考えるのがごく自然に考えてそういうことだと思ひましてね。位置条例がどうなるかわからないのに、これを提案されているということの真意といいますか、意味といいますか、それがよくわからないですね。もう一度そのあたり、執行部の考え方をお尋ねしたいと思います。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 位置条例はどうなるかわからないのにと、ということで提案ということは考えておりませんので、ですから提案する以上は通していただきたいという、これが執行部の考え方でございますので、ですからあくまでも結果としてどうなるかということとはわかりません。ですから、その時点で考えていくということで答えさせていただきます。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の椋田委員のほうから、この推測や臆測で審議をすべきではないという、そういう考え方がベースになって、椋田委員も伊藤委員もそのような先ほどの御意見があったというふうに思うわけですが、私もそのとおりだと思いますよ。まさに、今現実的にこの委員会が判断をしたこの特別委員会で結論に導いたこの結果として、この予算が出ているわけですから、今ここで推測や臆測に基づいた議論でこの提案されたこの予算を論じるべきではないと。現実的な議論をしなければならぬわけで、この提案説明、市長の提案説明もありましたとおり、また、先ほど庁舎整備局長からもありましたとおり、この事業着手の先送りというのはやっぱりしてはならないというのがこの特別委員会の私たちの結論でもあったわけです。そうした経過の中で、この特別委員会の最終報告を受け、執行部がこの予算を提案してきたわけですから、その予算そのものについて議論することについては何ら異論ありませんし、逆にこの特別議決がどうなるのか、また市民の皆さんの声が、今こうだからあだからといって、この予算面についての審議をしないという、そういう論理を私は賛成しかねる、そのように考えます。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 私は先ほど別物だという表現はしましたけど、一体であるべき、一体のもの、

関連がないという意味で言ったわけではありませんが、棕田委員が言われた部分に関して私なりの考え方を少し言わせていただきたいと思いますけども。一体であるべきということで執行部は2つ提案をしましたが、これが一体でなければ前に進まないということにもならない、これは議案だと私は思っております。それは執行部が、後の結果がどうなるのか議会の中で、議場の中で採決をとということになりますから、その部分に関しては想定する必要はないわけで、確かにその部分に関してどうなるかというの、それから以降、執行部がどうとるかということは首長、執行部が判断すべきことであって、先ほど桑田委員も言われましたけども、議案一つ一つを我々は審査をするということで粛々と進めればいいと私は思っております。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってくださいね。今どうも議員間討議に入っていますね。討議、ちょっとその辺ありますんで、ルール上は委員長がその旨を皆さんに諮るということになっていきますので、これ以降は議員間討議に入っていくということを皆さん了解していただくということで、じゃあ、棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 提案されている議案について審議を拒否するなんてことは毛頭言ってなくてね、むしろ先ほどの繰り返しになりますから内容は繰り返しません、先ほど申し上げましたようなとおりで、この提案の仕方はどうなのですかという執行部の姿勢あるいは認識、提案の仕方について意見を言っているわけで、出ている以上それを審議しないなんてことは一切言っておりません。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 私も審議をする上で、執行部に確認をとったまでであって、ちょっと誤解をされちゃったかなと思います。

◆**中西照典 委員長** 今、お二方の意見に関して亀屋局長は、それぞれの委員に対しての意見は言っておられます。それがそれぞれの意味は理解できるかどうかは別にしても、一応それは言っておられるということ。

下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 同じようなことになると思うのですが、執行部が出そうとされたのは報告書、これをどういうふうに判断されたかということだろうと思います。委員長報告が出ているわけですから、それに対して我々が審議すると。その中で否決をされた、例えば否決をされたということになれば、どこの議会でも同じことなわけですけど、それに対応する修正案なり再議をかけるなりいろいろな方法でまた執行部はその議案が最大限通るように努力をしてくるということだろうと思いますので、この議案に私たちは真剣に向き合って審議すればそれでいいというふうに思います。

◆**中西照典 委員長** 先ほど言われるように、審議は行われております。それに対する疑義があるから聞かれたってということ、それもありますし、それに対応する答弁も僕はなされたと思います。それはそれぞれの委員、理解できるかは別にしても。

そのほかですね。

棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 先ほどちょっと桑田委員のほうから御意見ありましたが、過半数の議決によっ

て進められてきたこの間の委員会報告。しかし、その内容というのは、先ほど来それぞれ同じことを言っていると思いますが、その中身は一体的なものですから、しかし、その位置条例というのは過半数ではなくて、3分の2という特別多数議決を要するものですから、それを過半数で進めてきてそれが委員会の意思なのだからそれに沿って、あるいはもっといならばそれに従うのは当たり前ではないかと受けとめられるような発言というのは、それは私は非常に強権的だと思いますよ。**(発言する者あり)** いや、ちょっと待ってください。ですから、これまでの経過はありますが、経過の中でも申し上げてきたように、そのことイコールこれを通すべきだということにはならない。それぞれの意見、私は桑田委員ももちろん御意見言われたら結構だと思いますけど、それぞれの考え方で意見を言っているわけですから、それを桑田委員の真意とは違うかもしれませんが、その受けとめ方としたら、その発言を、どういのですかね、抑えるというか控えるというか、そういうことにでもとられかねないような発言というのはいかなものかというふうに思います。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 それは椋田委員は、先ほどの私の発言についておっしゃっておられると思いますが、先ほどの私の発言のどこが強権的なのが、具体的におっしゃっていただきたいと思いますが、これまでの特別委員会の議論の中においても、必ずしもこの委員会の採決が過半数だから、それイコール特別議決3分の2、特別議決を強権的に進めるというような発言はこの特別委員会で一度もなかったというふうに私は認識をしております。ですから、今の発言は取り消しをしていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 位置条例を強権的に進めてきたなんてことは言ってないわけでして、しかし、今まで過半数議決で進めてきたのが議会の意思なのだから、そのとおりにやっていくというのは当然のことじゃないかと、こういう御意見でしたね。それはおのずと、今回提案されている議案の位置条例との絡みでいいますと、これ、この予算と一体のものですから、その位置条例との絡みでいうとね。それがイコール位置条例を認めるべきだということにはならないでしょうと、そういうふうに言われるとそのように聞こえちゃうので、その点はお考えいただきたいということを申し上げたまでです。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 その先ほどの、位置条例と一体というこの予算と、位置条例が対のものであるという意見が、あたかもこの予算が通ったからそれをそのまま位置条例も皆さん賛成しなくてはいけないのですよというようなことを言ったと、そういう意味の発言ではなかったかという椋田委員の御意見ですが、それは飛躍をしていますね。先ほど来からこの位置条例は、確かにこの予算と執行に係るこの条例であるということは、お互いの共通認識ですけども、それが何かこの予算が認められたから位置条例もそれに即して皆さん認めてくださいというような意味の発言をしたというふうに私は思っておりませんし、これは明らかに椋田委員の飛躍した御意見だというふうに私は思います。

◆中西照典 委員長 椋田委員、もう、**(発言する者あり)** そうそう、お互いに1つの言葉の解釈

はそれぞれ自分に向けたような解釈されていますので、周りで聞いている者から言うと、もうそろそろこれでということ、これで打ち切ります、椋田委員と桑田委員の意見は。

ほかに。

寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** この測量ですね、境界、当然いろんな設計においては現地の状況というのは非常に大事です。境界とまた平面的な面、周辺の排水関係。現在、当時市立病院から駐車場に変わっていますので、全体を、高さなんかも変えています。ですから、流れとかその辺は先行してどうしてもしないといけんというのはございます、調査は。この測量については急ぐと、私、そう思いますので、何をともあれ平面的境界、その全体形の把握というのは急ぐものですから、私はこれはいいと思います。

◆**中西照典 委員長** そろそろ質疑を終結してよろしいですか。

では、討論はありますか。

ありませんか。では、討論はなしといたします。

これより、議案123号、平成26年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）のうち本特別委員会の所管に属する部分について採決します。

本案に賛成の方は挙手願います。

挙手同数

◆**中西照典 委員長** 挙手半数、可否同数であります。よって、委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が議案第123号、平成26年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）のうち本特別委員会の所管に属する部分に対する可否を採決します。

委員長は、議案123号、平成26年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）のうち本特別委員会の所管に属する部分について可決すべきものとします。

それでは続きまして、議案第124号、鳥取市役所の位置を定める条例の制定についての説明をお願いします。

中島次長。

○**中島伸一郎 庁舎整備局次長** そうしましたら、9月定例、付議案の追加提案分1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第124号、鳥取市役所の位置を定める条例の制定についてということで御説明申し上げますが、下のほうに提案理由がございます。鳥取市の事務所の位置を定めるためということでございまして、これは地方自治法第4条第1項の規定に基づきまして、鳥取市役所の位置を、下にありますが、鳥取市幸町71番地に定めるものでございます。先ほど資料3、ごらんいただきました図面でございますけれども、2筆ございまして、71番地のほうが敷地の大半を占めるということから71番地に定めるものでございます。

また、附則のほうで、この条例につきましては規則で定める日から施行するというふうにしております。

以上、簡単ですが説明のほう終わらせていただきます。

◆**中西照典 委員長** 説明いただきました。

質疑に入りますが、質疑のある方は順次御発言をお願いします。

伊藤委員。

- ◆伊藤幾子 委員 資料4というのが配られているのですが、ちょっとこの説明をお願いできませんか。
- ◆中西照典 委員長 中島次長、資料4の説明をお願いします。
- 中島伸一郎 庁舎整備局次長 先ほどの1ページの附議案の条例のほうにもございましたけども、これが地方自治法の第4条でございます。地方公共団体、これは鳥取市でございますけども、その事務所の位置を定めまたはこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないということでございます。
- ◆中西照典 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 これまたちょっと事務局のほうに尋ねることになるかもしれませんが、地方自治法の説明は今いただいたのですが、本会議で出席議員の3分の2以上の同意がなければならぬっていうね。この委員会では、どういったことになるのですかね。通常の議案は過半数で決まるのですが、案件が特別多数議決の事項の場合、この委員会ではどうなるのでしょうか。
- ◆中西照典 委員長 河村次長。
- 河村敏 市議会事務局次長 位置条例につきましては、先ほど説明がありました自治法に本会議での議決の方法は決められております。委員会についてはそういう規定がありませんので、通常の過半数議決によって決めていただくこととなります。以上です。
- ◆中西照典 委員長 そのようです。
伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 規定がないというのは、どこに規定がないと理解したらいいのでしょうか。
- ◆中西照典 委員長 河村次長。
- 河村敏 市議会事務局次長 自治法及び鳥取市議会会議規則にありません。委員会条例にもないです。
- ◆中西照典 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 いえ鳥取市議会の会議規則に特別に今決めてないので、通常どおりの過半数議決という理解でいいのでしょうか。
- ◆中西照典 委員長 河村次長。
- 河村敏 市議会事務局次長 鳥取市議会の会議規則は、全国市議会議長会が示しております標準会議規則にのっとってつくってありますので、全国的に、私の知る限りは同じような取り扱いです。
- ◆中西照典 委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 標準的なものだということですが、独自に決めることもできるという理解でいいですか。
- ◆中西照典 委員長 河村次長。
- 河村敏 市議会事務局次長 私の判断でよろしいのでしょうか。私の判断でいいですか。それは

会議規則とか条例とか委員会条例を決める必要がありますので、そういう場合は本会議の議決が必要です。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから確認しますが、本会議の議決が必要なんだけど、鳥取市議会で独自にそこは決められるということですよね。

◆中西照典 委員長 河村次長。

○河村敏 市議会事務局次長 鳥取市の条例の中にも、特別多数議決の条例というものもありますので、あります、はい。その中に入れるとか、会議規則の中に入れるとかいうことも可能だとは思っています。議員方の判断、多数あれば独自なものを盛り込むということ是可以なことです。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、済みませんね、付託をされた委員会で過半数議決じゃない場合を設けるのが、鳥取市独自で可能なかどうかちゅうとを聞きたいのです。

◆中西照典 委員長 河村次長。

○河村敏 市議会事務局次長 現在の規定はそういうことではありませんので、今現在、規定のない中でそういうことは不可能だと思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、この案件には間に合わないけども、そういったこともできるということですよね。

◆中西照典 委員長 河村次長。

○河村敏 市議会事務局次長 先ほど言いましたように、今後はそういうことも議会の判断で可能だと思います。

◆中西照典 委員長 そのほか。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 さっき附則で、この条例の規定で定める日から施行するというふうに説明いただいたわけですが、この規則で定める日から施行するというのは、大体どういう設定になるのかちょっと教えてもらえるかな。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 現段階では、新庁舎の開庁日というのがまだ確定してございませんので、確定した時点で施行日を規則で定めるということになっていまして、他市もそういった条例の例では附則で設けております。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 ありがとうございます。ということは、開庁日ということですよね、新しい庁舎ができたオープニングの日を定めるということですね。

◆中西照典 委員長 そのほか、よろしいですか。

質疑を終結します。よろしいですか。

それでは、討論に入ります。

討論はありませんか。

◆**中西照典 委員長** 討論なしのようであります。

これより、議案第124号、鳥取市役所の位置を定める条例の制定についてを採決します。

本案に賛成の方は、挙手願います。

挙手同数

◆**中西照典 委員長** 可否同数であります。よって、委員会条例第15条第1項の規定により委員長が議案第124号、鳥取市役所の位置を定める条例の制定についてに対する可否を採決します。

委員長は、議案第124号、鳥取市役所の位置を定める条例の制定について可決すべきものとしたします。

一応、議案は審議していただいて採決していただきました。その他ですが、まず執行部から何かありますか。ありませんか。

そのほかありますか。なしですね。

それでは、以上で市庁舎整備に関する調査特別委員会第38回を閉会します。

午後4時40分 閉会